

令和5年度

足立区国民健康保険運営協議会 会議次第

開催日時：令和6年2月22日（木）午前10時

開催場所：足立区役所 庁舎ホール

1 開会（国民健康保険課長）

2 挨拶（長谷川副区長）

3 委員の紹介

4 会議録署名委員の指名

5 区長諮問事項（長谷川副区長）

6 審議事項

足立区国民健康保険条例の一部改正について

7 報告事項

8 閉会

令和5年度 足立区国民健康保険運営協議会 資料

開催日時：令和6年2月22日（木）午前10時

開催場所：足立区役所 庁舎ホール

I 審議事項

(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

資料1	令和6年度国民健康保険料率等の算定について	1
資料2	特別区統一保険料率等（案）の推移について	6
資料3	令和6年度国民健康保険料試算について（医療分+支援金分）	7
資料4	令和6年度国民健康保険制度の改正について	9
資料5	足立区国民健康保険条例改正案の概要について	11
	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	14

II 報告事項

1	保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて	30
2	ジェネリック医薬品の普及について	34
3	特定健診・特定保健指導の実施状況について	36
4	国民健康保険業務外部化の進捗状況について	37
5	産前産後期間の国民健康保険料減免制度について	39
6	被保険者証の廃止について	39
7	国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について	40

III 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

委員名簿	41
------	----

I 審議事項

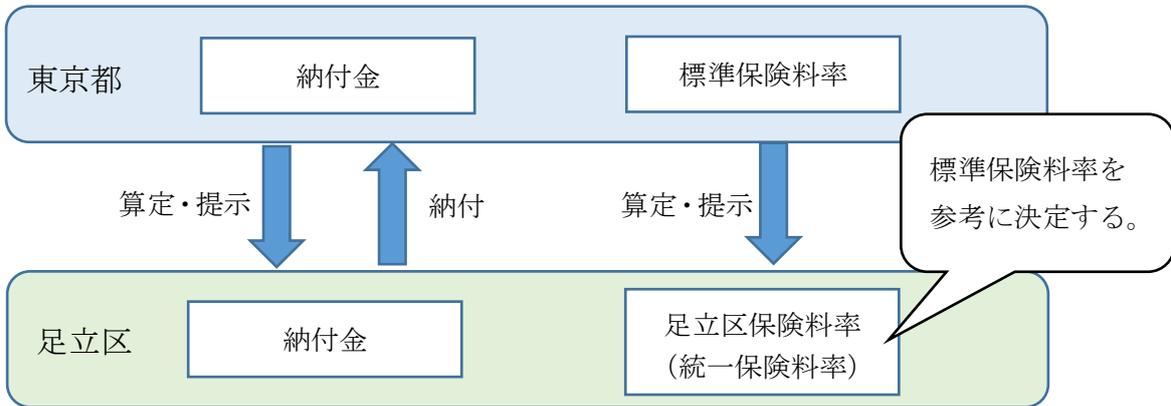
(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料率の算定について

平成30年度の制度改革（広域化）以降、東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を算定・提示する。

区市町村は、東京都が算定・提示した納付金を納付するとともに、納付金を納めるために必要な費用として標準保険料率を参考に区市町村の保険料率を決定する仕組みへと変わった（図1）。

図1 東京都と区市町村との関係図



この度、東京都から令和6年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が示されたことに伴い、特別区統一保険料率案及び足立区の保険料率案を報告する。

2 東京都による令和6年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金【足立区】

単位：円

区分	基礎分	支援金分	介護分	合計
5年度	15,633,117,491	4,716,665,342	1,947,575,651	22,297,358,484
6年度	15,352,261,468	4,742,664,318	1,817,661,318	21,912,587,104
前年度比	▲280,856,023 (98.20%)	+25,998,976 (100.55%)	▲129,914,333 (93.33%)	▲384,771,380 (98.27%)

(2) 東京都による令和6年度標準保険料率（足立区）

【基礎分+支援金分】

区分	基礎分		支援金分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
5年度	9.20	55,065	2.90	16,796	12.10	71,861
6年度	9.82	59,177	3.11	18,276	12.93	77,453
前年度比	+0.62	+4,112	+0.21	+1,480	+0.83	+5,592

【介護分】

区分	介護分	
	所得割 (%)	均等割 (円)
5年度	2.52	18,457
6年度	2.56	18,580
前年度比	+0.04	+123

【合計(基礎分+支援金分+介護分)】

区分	所得割 (%)	均等割 (円)
5年度	14.62	90,318
6年度	15.49	96,033
前年度比	+0.87	+5,715

(3) 令和6年度標準保険料率に基づく1人あたり保険料額（介護分含む）

	東京都	足立区
5年度	180,856円	172,059円
6年度	190,436円	180,943円
前年度比	+9,580円 (105.30%)	+8,884円 (105.16%)

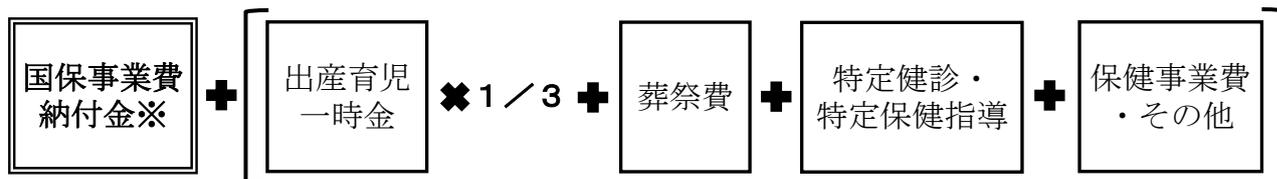
(4) 1人あたり保険料増額の要因分析

- ① 高齢化の進展や医療の高度化により進歩した治療法や薬剤が高額となり、「1人あたり医療費」が増加した。
- ② 国保加入者1人当たりの後期高齢者支援金の負担額が増加した。
- ③ 令和3年度・4年度の財政安定化基金取り崩し分のうち、令和6年度に都全体で約55億円（特別区分は推定約39億円）を償還することになっており、その償還金が都内各区市町村の令和6年度納付金に加算されている。

3 特別区統一保険料率案の算定

(1) 特別区における保険料算定の基本的な考え方

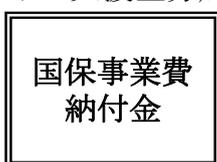
ア 基礎分賦課総額



※ 高額療養費等の全額と審査支払手数料を算入

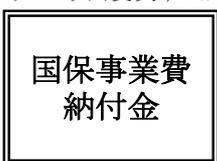
国保事業費納付金に、出産育児一時金の1/3、葬祭費、特定健診・保健事業費等の費用の一部を加算し、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

イ 支援金分賦課総額



国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

ウ 介護分賦課総額



国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

※ 40～64歳の被保険者に限り介護保険料を徴収する。

※ 令和5年度までは均等割額は特別区共通、所得割率は各区で算定としてきたが、6年度からは原則、特別区共通の均等割額、所得割率を設定する。

※ 令和6年度の賦課割合（所得割：均等割）は、58：42とする。

(2) 特別区独自激変緩和の措置について

特別区では、制度改革の影響により保険料の急増を抑制するため、平成30年度から令和5年度までの6年間を激変緩和措置期間として、段階的・計画的に保険料率を設定している。平成30年度は納付金総額の94%を保険料に賦課し、以後、保険料に賦課する割合を毎年度1%ずつ引き上げていくとした（図1）。

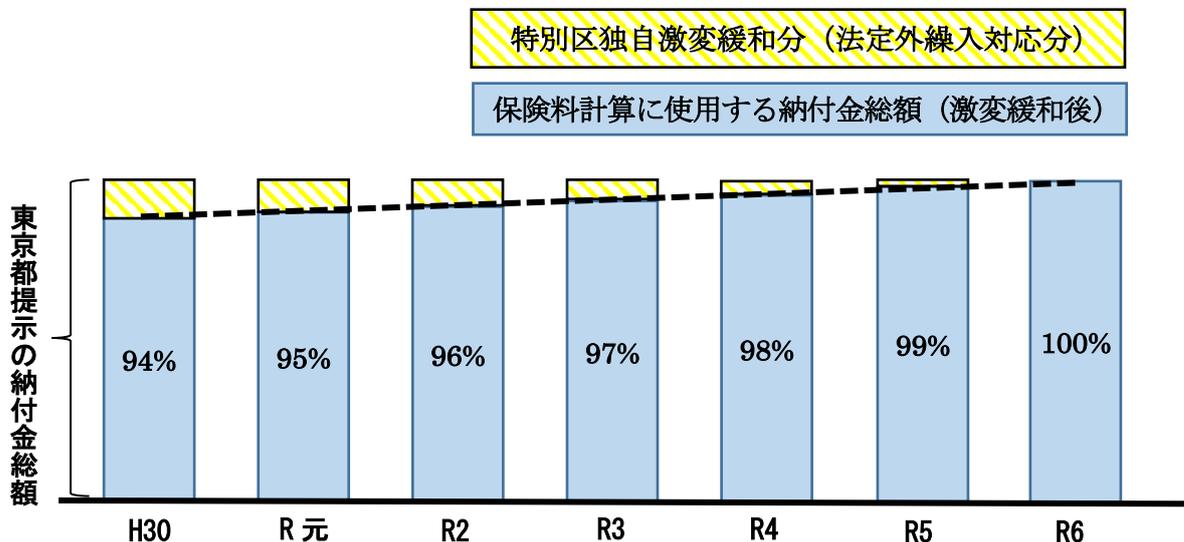
しかし、新型コロナウイルス感染症拡大や保険料の急激な上昇等による被保険者の負担増を考慮し、令和3年度以降は当初の計画を上回る一般財源を投入し保険料負担の抑制を図ったことで、計画に遅れが生じている（図2）。

このことにより、仮に令和6年度に当初の計画どおり納付金総額の100%を保険料に賦課すると、令和6年度の保険料が急激に上昇してしまう。そのため、特別区独自激変緩和措置期間を2年延長し、令和8年度に納付金総額の100%

を保険料に賦課する新たなロードマップを策定した（図3）。

また、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の増などに対応するため、新たなロードマップとは別枠で約103億円の一般財源を投入する特例措置を講じ、さらなる保険料負担の抑制を図った（図3の※3）。

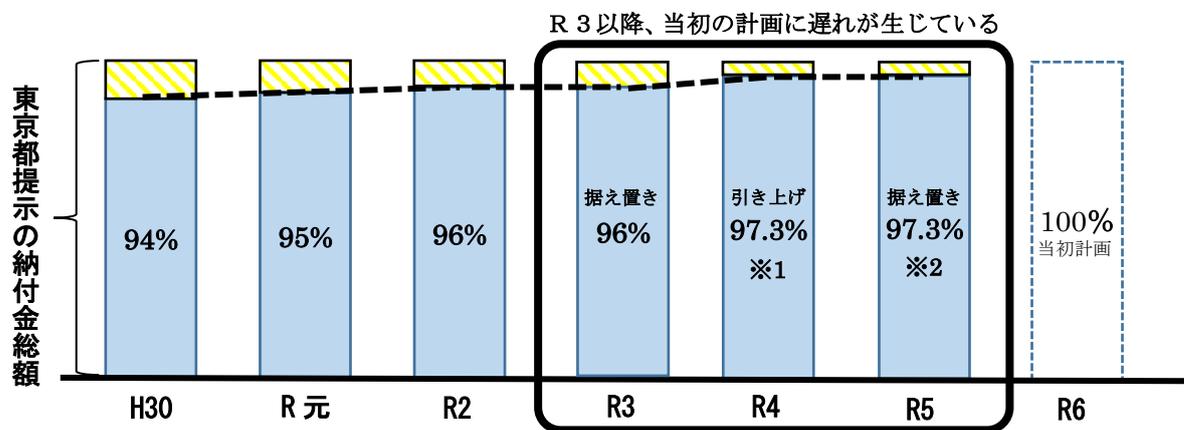
図1【特別区独自激変緩和措置（当初の計画）のイメージ】



R3～R5においては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、当初の計画を上回る額の一般財源を投入

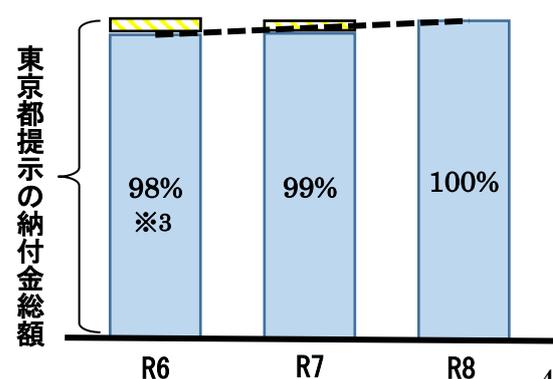


図2【特別区独自激変緩和措置（実績）のイメージ図】



R3以降、当初の計画に遅れが生じている

図3【令和6年度以降の新たなロードマップのイメージ図】



※1 特別区独自激変緩和の割合を 97.3%にするほか、さらに別枠で 106 億円の一般財源を投入している。

※2 特別区独自激変緩和の割合を 97.3%にするほか、さらに別枠で 157 億円の一般財源を投入している。

※3 特別区独自激変緩和の割合を 98.0%にするほか、さらに別枠で 103 億円の一般財源を投入している。

(3) 赤字削減・解消の取り組み

国は、平成30年度から原則6年を計画期間として赤字の削減・解消を求めている。東京都国民健康保険運営方針（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）のなかでも赤字の削減・解消に向け、取り組むよう規定されており、特別区においても統一保険料方式の考え方のもと、6年間での赤字の削減・解消をめざしている。足立区としても保険料の上昇に配慮しながら、赤字の削減・解消計画を策定している。

【赤字削減・解消のための基本方針】

- ・ 保険料の収納率向上
- ・ 適正な保険料賦課
- ・ 医療費の適正化

(4) 令和6年度特別区統一保険料率等案および過去の保険料率等の推移

資料2参照

(5) 令和6年度国民健康保険料試算

資料3参照

1 特別区の推移

【基礎分及び支援金分】

		令和6年度(案) ※1		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
保険料率等	所得割率	11.49%		9.59%		9.44%		9.54%		9.43%		
	基礎分	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	
	支援金分	65,600円		60,100円		55,300円		52,000円		52,800円		
	均等割額	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	
	基礎分	890,000円		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円		
	賦課限度額	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	
基礎分	1人あたり保険料		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円	
支援金分	基礎分	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	
保険料額 前年度との差	金額	+13,157円		+11,550円		+6,824円		-1,213円		+1,028円		
	月額	+1,096.4円		+962.5円		+568.7円		-101.1円		+85.7円		

※1 令和6年度の保険料率等は、本来、納付金総額の100%を賦課総額とするべきところ、基礎分93.5%、支援金分98.0%、介護分98.0%を賦課総額とする独自激変緩和措置を講じている。

【介護分】

		令和6年度(案) ※1		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		57:43	
保険料率等	所得割率※2	2.36%		2.23%		2.34%		2.20%		1.98%	
	均等割額	16,500円		16,200円		16,600円		17,000円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円	

※2 令和5年度以前の介護分の所得割率は区によって異なるため、記載の料率は、足立区独自の料率である。

2 特別区と足立区の1人あたり保険料(基礎分および支援金分)の比較

	令和6年度(案)	令和5年度	5年度との差
特別区	156,520円	143,363円	+13,157円
足立区	142,679円	124,222円	+18,457円
特別区との差	-13,841円	-19,141円	+5,300円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
6年度保険料	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
増加額	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135
前年度比	1.092	1.092	1.143	1.166	1.175	1.180	1.184	1.186	1.188	1.189
均等割軽減対象	⑦:▲45,920	⑦:▲45,920	②:▲13,120							

2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳＋配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
6年度保険料	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
増加額	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247
前年度比	1.092	1.092	1.137	1.149	1.160	1.168	1.173	1.176	1.179	1.145
均等割軽減対象	⑦:▲91,840	⑦:▲91,840	⑤▲65,600							

3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
6年度保険料	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
増加額	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	131,280
前年度比	1.092	1.098	1.154	1.168	1.176	1.180	1.183	1.186	1.188	1.189
均等割軽減対象	⑦:▲45,920	⑤▲32,800								

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
6年度保険料	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
増加額	3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	85,670	101,630	118,730	113,302
前年度比	1.092	1.095	1.142	1.151	1.161	1.168	1.172	1.176	1.179	1.150
均等割軽減対象	⑦:▲91,840	⑤▲65,600	②▲26,240							

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度保険料	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
6年度保険料	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
増加額	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	94,897
前年度比	1.092	1.094	1.136	1.151	1.155	1.163	1.168	1.172	1.175	1.122
均等割軽減対象	⑦:▲137,760	⑤▲98,400	②▲39,360	②▲39,360						

◆ 均等割軽減対象（5割軽減、2割軽減で変更あり）

7割軽減⑦（6年度） 基準額43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

5割軽減⑤（6年度） 基準額43万円+29.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

（5年度） 基準額43万円+29万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

2割軽減②（6年度） 基準額43万円+54.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

（5年度） 基準額43万円+53.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。
ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。
年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

1 保険料賦課限度額の変更

賦課限度額は、基礎分、介護分が令和5年度と同額で変更なし。支援金分が令和5年度から20,000円の増額となった。

区分	6年度	5年度	増減
基礎分	650,000円	650,000円	±0円
支援金分	240,000円	220,000円	+20,000円
介護分	170,000円	170,000円	±0円
合計	1,060,000円	1,040,000円	+20,000円

2 保険料均等割軽減判定基準額に係る見直し

国民健康保険法施行令及び特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正があったことから、以下のとおり国民健康保険料均等割軽減判定基準を変更する。

(1) 変更内容

軽減割合	年度	変更内容（判定基準の見直し）
7割軽減	6年度	変更なし
	5年度	基準額43万円 +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
5割軽減	6年度	基準額43万円+29.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
	5年度	基準額43万円+29万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
2割軽減	6年度	基準額43万円+54.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
	5年度	基準額43万円+53.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

(2) 変更理由
物価上昇等の経済動向を踏まえたことによる

(3) 適用
令和6年度分以後の国民健康保険料について適用

3 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度は平成20年度から経過措置として継続していたが、対象者が減少していることを踏まえ、事務コストの削減を図る等の観点から前倒しで制度が廃止されることとなったため、所要の改正を行う。

(1) 改正の概要
国民健康保険法の改正に伴う規定整備

(2) 施行日
令和6年4月1日

(3) 退職者医療制度について

- ① 退職者医療制度は、被用者保険と国民健康保険との間の退職者をめぐる費用負担の不合理的を是正するため、昭和59年に創設され、平成20年3月末に廃止となった制度である。
- ② ただし、平成26年度までに新規適用となった者が65歳に達する等までは制度を存続させることとなっていた。

1 保険料率等の改定（条例第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4）

区 分		改正案	現 行	増 減
基礎分	所得割率	100 分の 8.69	100 分の 7.17	+1.52 p
	均等割額	49,100 円	45,000 円	+4,100 円
	賦課割合	54 : 46	52 : 48	—
支援金分	所得割率	100 分の 2.80	100 分の 2.42	+0.38 p
	均等割額	16,500 円	15,100 円	+1,400 円
	賦課割合	53 : 47	51 : 49	—
合計	所得割率	100 分の 11.49	100 分の 9.59	+1.90 p
	均等割額	65,600 円	60,100 円	+5,500 円

介護分	所得割率	100 分の 2.36	100 分の 2.23	+0.13 p
	均等割額	16,500 円	16,200 円	+300 円
	賦課割合	54 : 46	54 : 46	—

※ 足立区国民健康保険条例改正案は、特別区の基準を適用して作成しているため、賦課割合が、特別区平均と異なる場合がある。

2 保険料賦課限度額の変更（条例第 15 条の 16）

区 分	6 年度	5 年度	増 減
基礎分	650,000 円	650,000 円	±0 円
支援金分	240,000 円	220,000 円	+20,000 円
介護分	170,000 円	170,000 円	±0 円
合 計	1,060,000 円	1,040,000 円	+20,000 円

3 低所得者の保険料の減額（条例第19条の2）

区 分		改正案	現 行	増 減
基礎分	7割減額	34,370円	31,500円	+2,870円
	5割減額	24,550円	22,500円	+2,050円
	2割減額	9,820円	9,000円	+820円
支援金分	7割減額	11,550円	10,570円	+980円
	5割減額	8,250円	7,550円	+700円
	2割減額	3,300円	3,020円	+280円
介護分	7割減額	11,550円	11,340円	+210円
	5割減額	8,250円	8,100円	+150円
	2割減額	3,300円	3,240円	+60円

4 保険料の軽減（均等割額）判定基準の変更（条例第19条の2）

保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減割合	年度	変更内容（判定基準の見直し）
7割軽減	6年度	変更なし
	5年度	基準額43万円 +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
5割軽減	6年度	基準額43万円+29.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
	5年度	基準額43万円+29万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
2割軽減	6年度	基準額43万円+54.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）
	5年度	基準額43万円+53.5万円×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

5 未就学児にかかる均等割軽減金額の変更（条例第19条の4）

軽減額（介護分は対象が40歳以上64歳未満のため、軽減対象外）

区分	均等割額	低所得者の保険料軽減割合	改正案	現行	増減
			軽減額	軽減額	
基礎分	改正案	7割	7,365円	6,750円	+615円
	49,100円	5割	12,275円	11,250円	+1,025円
	現行	2割	19,640円	18,000円	+1,640円
	45,000円	軽減なし	24,550円	22,500円	+2,050円
支援金分	改正案	7割	2,475円	2,265円	+210円
	16,500円	5割	4,125円	3,775円	+350円
	現行	2割	6,600円	6,040円	+560円
	15,100円	軽減なし	8,250円	7,550円	+700円

6 退職者医療制度の廃止（条例第14条の3、第14条の4、第15条の1、第15条の4、第15条の5、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第15条の11、第15条の12、第15条の13、第15条の14、第15条の15、第15条の16、第19条の1、第19条の2）

退職者医療制度は平成20年度から経過措置として継続していたが、対象者が減少していることを踏まえ、事務コストの削減を図る等の観点から前倒しで制度が廃止されることとなったため、所要の改正を行う。

(1) 改正の概要

国民健康保険法の改正に伴う規定整備

(2) 施行日

令和6年4月1日

(3) 退職者医療制度について

- ① 退職者医療制度は、被用者保険と国民健康保険との間の退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため、昭和59年に創設され、平成20年3月末に廃止となった制度である。
- ② ただし、平成26年度までに新規適用となった者が65歳に達する等までは制度を存続させることとなっていた。

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条―第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条―<u>第4条の3</u>）</p> <p>第4章 保険給付（第5条―第12条）</p> <p>第5章 保険事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条―第24条の5）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条―第29条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p><u>第4条の2 削除</u></p> <p><u>第4条の3 削除</u></p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>第8条<u>及び第8条の2</u> 削除</p> <p>第9条～第14条の2（略）</p> <p><u>（一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条―第3条）</p> <p>第3章 被保険者（第4条_____）</p> <p>第4章 保険給付（第5条―第12条）</p> <p>第5章 保険事業（第13条）</p> <p>第6章 保険料（第14条―第24条の5）</p> <p>第7章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>第8章 罰則（第27条―第29条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>第8条_____ 削除</p> <p>第9条～第14条の2（略）</p> <p><u>（_____</u> 基礎賦課総額）</p>

改正前	改正後
<p>第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る</u>基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額の合算額</p> <p>イ 法附則<u>第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）<u>が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す</p>	<p>第14条の3 保険料の賦課額のうち _____ _____基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 _____の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 _____の額の合算額</p> <p>イ 法附則<u>第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。） _____の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す</p>

改正前	改正後
<p>る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p>	<p>る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額</p> <hr/>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。))に係るものを除く。)</u>の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要</p>

改正前	改正後
<p>費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p>	<p>する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金____を除外)の額</p> <p>(____基礎賦課額)</p>
<p>第14条の4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>第14条の4 保険料の賦課額のうち____基礎賦課額は、当該世帯に属する____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p> <p>(____基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32</p>	<p>第15条 前条の所得割額は、____被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32</p>

改正前	改正後
<p>第15条の4 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.17</u> (<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合に<u>あつては</u>、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円</u> (<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p>	<p>第15条の4 _____基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.69</u> (_____基礎賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を _____<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合に<u>あつては</u>、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万9,100円</u> (_____基礎賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における _____<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p>	<p>第15条の5 削除</p>
<p>第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p>	<p>第15条の6 削除</p>
<p>第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>第15条の7 削除</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。)は、65万円を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額</p> <p>_____は、65万円を超えることができない。</p>

改正前	改正後
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 <u>第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。)</u>は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則<u>第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の2～第16条の3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 <u>第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則<u>第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の2～第16条の3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>

改正前	改正後
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.23 (介護納付金賦課総額の100分の54に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合に<u>あつては</u>、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,200円 (介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.36 (介護納付金賦課総額の100分の54に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合に<u>あつては</u>、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,500円 (介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第16条の5～第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等が<u>あつた場合</u>)</p>	<p>第16条の5～第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等が<u>あつた場合</u>)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。) となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4 若しくは第15条の5の額、第15条の10 若しくは第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。) となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4 _____、第15条の10 _____の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付</p>

改正前	改正後
<p>金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4 若しくは第15条の5の額、第15条の10 若しくは第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4 又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10 又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>	<p>金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4 _____、第15条の10 _____の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4 _____の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10 _____の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>

改正前	改正後
<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</u>第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を</p>	<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、<u>外国居住者等所得相互免除法</u>第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を</p>

改正前	改正後
<p>有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万1,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万570円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,340円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万2,500円</u></p>	<p>有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万4,370円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万4,550円</u></p>

改正前	改正後
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,550円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に<u>あつては</u>、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者<u>であつて</u>前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,000円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,020円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円</p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,250円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,250円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に<u>あつては</u>、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者<u>であつて</u>前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,820円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円</p>
<p>第19条の3（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その</p>	<p>第19条の3（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その</p>

改正前	改正後
減額後の被保険者均等割額) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	減額後の被保険者均等割額) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,750円</u>	ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,365円</u>
イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,250円</u>	イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2,275円</u>
ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,000円</u>	ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,640円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万2,500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万4,550円</u>
(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,265円</u>	ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u>
イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,775円</u>	イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,125円</u>
ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,040円</u>	ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,600円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,550円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,250円</u>
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第19条の5 (略)	第19条の5 (略)
2 <u>前項に規定する保険料額</u> を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。	2 <u>前項各号に定めるところにより算定した額</u> を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
第20条～第29条 (略)	第20条～第29条 (略)
附則	附則
第1条～第10条 (略)	第1条～第10条 (略)
	付 則 (令和6年●月●●日条例第●●号)
	<u>(施行期日)</u>
	1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>

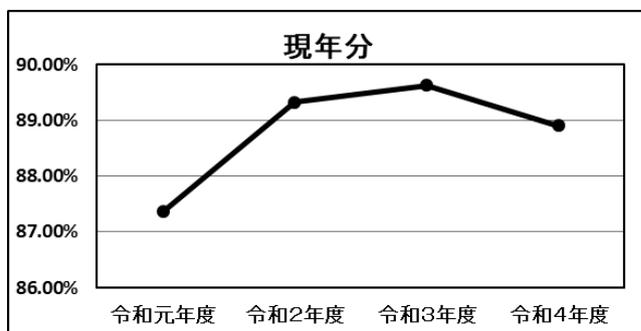
改正前	改正後
	<p><u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

II 報告事項

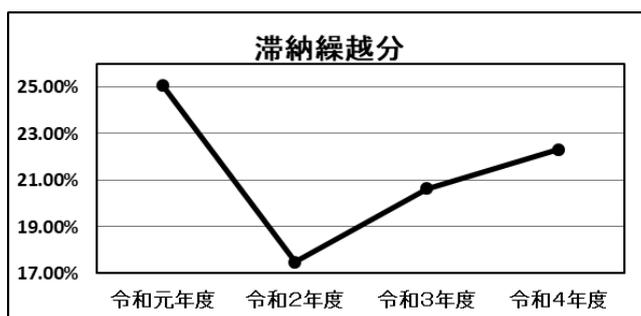
1 保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて

(1) 令和元年度から令和4年度の国民健康保険料収納状況

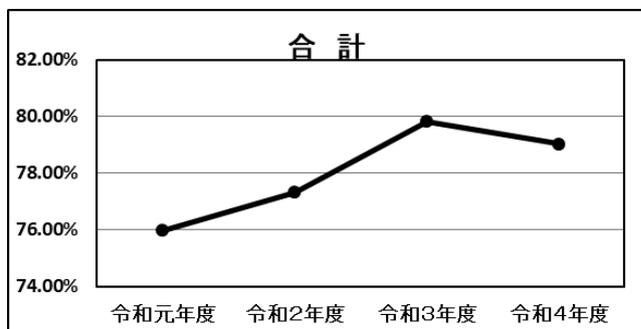
※ 令和元年度～令和4年度は年度末決算数値、令和5年度は12月末現在の数値



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)
現年分	87.36%	89.32%	89.63%	88.90%	56.68%



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)
滞納繰越分	25.07%	17.49%	20.65%	22.33%	20.60%



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)
合計	75.99%	77.33%	79.83%	79.04%	50.76%

(2) 口座振替の勧奨

口座振替加入世帯の増加に向けて、普通徴収の納付方法を原則口座振替としている（年金からの引き落としを除く）。口座振替加入世帯の増を目指し、口座振替新規加入促進キャンペーンを行った。

対前年同月（12月末）比で口座振替加入世帯数は減少し、新規開始は165世帯の減、加入率は0.40ポイントの減となっている。

国保加入世帯に対する口座振替加入率等

時期	加入率 (%)	口座振替加入 世帯 (件)	全加入世帯 (件)	口座振替開始件数 (件)	
5年 12月 (A)	38.64	33,843	93,868	4,613	【内訳】 ペイジー 1,410 口座依頼書 3,203
4年 12月 (B)	39.04	35,040	96,628	4,778	【内訳】 ペイジー 1,253 口座依頼書 3,525
前年比 (A-B)	▲0.40	▲1,197	▲2,760	▲165	【内訳】 ペイジー 157 口座依頼書 ▲322

※ 加入率は、全加入世帯から年金天引き世帯（特別徴収世帯）を除いている。

(3) 収納チャンネルの拡大

令和5年4月から納付の利便性向上のため、キャッシュレス決済「Pay Pay 請求書払い」に加え「au PAY」、「d払い」、「J-coin PAY」、「LINE PAY」での支払いを開始した。さらに、令和6年4月から「楽天ペイ」での支払いを開始する予定である。

(4) 差押実績

令和5年度の年間目標1,000件に対して、12月末現在431件の差押は前年同月（12月末）と比べ、48件の増であり、急激な物価高騰等、厳しい経済情勢の影響に配慮しつつ継続して実施していく。なお、差押の主なものは、預貯金、生命保険、給料である。

差押実績		単位：件
年度	差押件数	前年度比
令和4年度	558	+254
令和4年（12月末現在）	383	+194
令和5年（12月末現在）	431	+48

(5) 無財産による執行停止

国民健康保険料滞納処分の執行停止取扱基準を平成27年1月22日から施行しており、この基準に基づき、年間目標2,400件に対して12月末現在で1,177件の執行停止を実施した(令和4年度の12月末実績は1,127件)。生活状況を把握し、適切な見極めを行いながら処理をしている。

(6) 納付案内センターの運営状況

足立区納付案内センターでは、区が委託した民間事業者が、土・日・祝日及び夜間も含めて、電話による納付案内を行っている。なお、訪問による納付案内は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月から休止していたが、令和5年度末より再開する見通しである。また、令和4年8月から開始したSMS(ショートメッセージサービス)による納付案内については、令和5年度に入り安定稼働している。

【納付案内等実績(4～11月/上段:国民健康保険料、下段:全債権)】

※ SMSに対する反応は電話での折衝件数に含む。

① 電話

架電日数	架電件数	折衝件数	納付約束件数
75日	11,757件	2,747件	1,893件
158日	43,212件	9,407件	6,576件

② SMS

発信日数	発信件数
31日	1,235件
91日	4,633件

③ 4～9月に電話及びSMSにより納付案内し、11月30日までに納付された件数及び金額

(電話)

件数	金額
1,274件	48,018,442円
4,293件	136,301,669円

(SMS)

件数	金額
285件	11,800,227円
999件	32,675,504円

(7) 今後の取り組み

足立区の収納率は、急激な物価高騰等、厳しい経済情勢の影響により令和4年度に特別区16位へ下降（令和3年度は11位）し、依然として一般会計からの繰り入れが続いている。赤字の削減・解消を区民負担に重く求めないよう保険料の上昇に配慮しつつ、健全な財政運営のため、国民健康保険料収納率向上3年計画をはじめとした適正かつ公平な徴収により、さらに収納率を向上させ赤字削減・解消と特別区順位の向上を図っていく。

ア 国民健康保険料収納率向上3年計画（令和5～令和7年度）

令和5年度から第三次足立区滞納対策アクションプランに基づく滞納整理に取り組んでいる。昨年末からの急激な物価高騰の影響に配慮しつつ、収入未済額の圧縮や短期時効（2年）を見据えた現年度収納率の向上に、総合的な知識を備えた滞納整理専門員と一丸となり取り組んでいく。

イ 収納率向上のためのさらなる取り組み

(ア) 現年分から新規に発生した高額滞納事案は、早期の滞納処分を行う。

(イ) 全滞納額の4割を占める30万円以上の高額滞納事案の滞納処分に優先して取り組む。

(ウ) 給料差押等により差押を強化する。

(エ) 資格の適正化（社会保険と国民健康保険の二重加入の解消）と住民票職権消除により、調定額を圧縮する。

(オ) 口座振替新規加入促進キャンペーンの当選枠の拡大により、口座加入世帯率の向上を図る。

2 ジェネリック医薬品の普及について

(1) ジェネリック医薬品希望シール等の配付

これまでに引き続き、令和5年9月の被保険者証一斉更新に際し、ジェネリック医薬品の普及・啓発を図るため、希望シールとパンフレット、ジェネリック医薬品啓発文を刷り込んだ保険証ケースを作成し、被保険者証に同封して送付した。その後も継続して、新規加入者と希望する区民の方へ、希望シールとパンフレットを配付している。

(2) ジェネリック医薬品利用差額通知の発送

薬剤料の支払があった月	通知日	発送数(人)	差額の最高額(円)	1件(人)当たりの平均額(円)
令和5年4月	令和5年10月6日	3,415	4,786	415
令和5年11月	令和6年2月16日	3,393	6,224	496

ア 内容

国民健康保険被保険者に対して、服用中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の薬代の自己負担額の差額をお知らせする。

イ 通知対象者

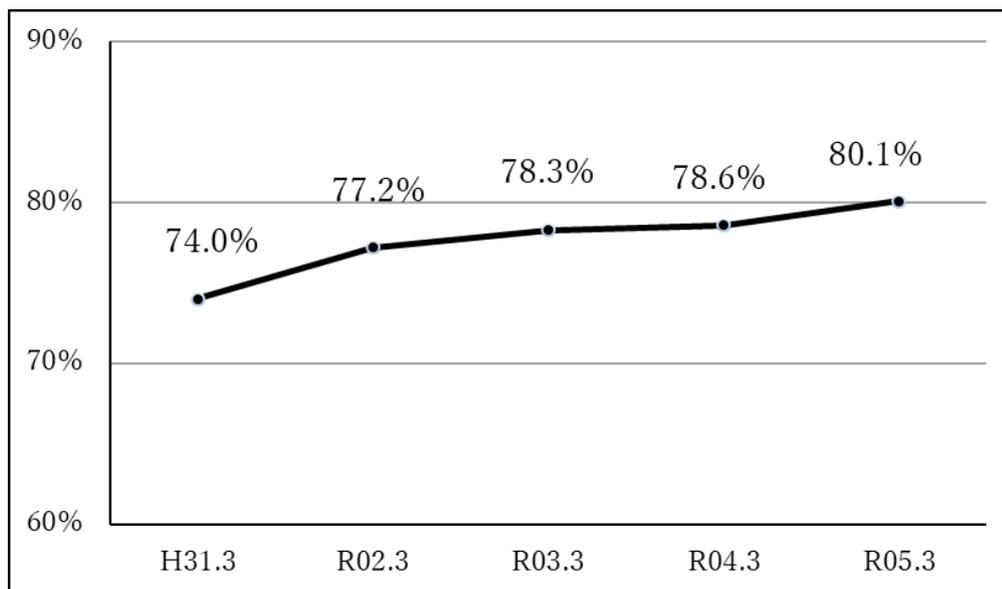
薬剤料の支払いがあり、次の条件に該当する国民健康保険の被保険者。

- ① 生活習慣病・慢性疾患を中心とした薬剤の投与を受けた方(対象とする医薬品は薬効分類中、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、副腎ホルモン剤、糖尿病用剤、鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤)。
- ② ジェネリック医薬品に切り替えることで、一月あたり100円以上の差額が見込まれる方。

※ すでにジェネリック医薬品を使用されている方は対象外

(3) 区内のジェネリック医薬品普及状況

ア 足立区国保におけるジェネリック医薬品使用率



※ 数値は足立区国民健康保険一般被保険者分の推移

イ 削減効果推計

年 度	削減効果額
令和 3 年度	約 12 億 7,557 万円 ・ 区（保険者）約 8 億 9,290 万円（7 割負担） ・ 区民 約 3 億 8,267 万円（3 割負担）
令和 4 年度	約 11 億 8,540 万円 ・ 区（保険者）約 8 億 2,978 万円（7 割負担） ・ 区民 約 3 億 5,562 万円（3 割負担）

※ 使用されたジェネリック医薬品がすべて先発医薬品だった場合の金額との差を推計

ウ 区市町村別ジェネリック医薬品使用率

厚生労働省から令和 4 年度の区市町村別の使用率が公表された。

2 3 区順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
区 名	江戸川	葛飾	足立	北	板橋
使用率 (令和 5 年 3 月末現在)	84.7%	83.7%	83.5%	81.5%	81.0%

出典：厚生労働省調剤医療費（電算処理分）の動向より

【参考】令和 4 年度使用率 東京都 80.2%、全国 83.7%

3 特定健診・特定保健指導の実施状況について

(1) 特定健診

ア 令和5年度実施期間

令和5年5月11日～令和6年1月31日

イ 特定健診の受診率向上の取り組み

- ① あだち広報、国保だより、国保のてびきに記事掲載
- ② ホームページ、Aメール、X、Facebook、LINEによるお知らせ
- ③ 未受診者への勧奨リーフレット発送（12月：23,941通）
- ④ 住区センターにポスター掲出
- ⑤ 小学6年生、中学3年生の教材作成
- ⑥ ビュー坊テレビ（災害用デジタルサイネージ）で国保連作成の特定健診PR動画を放映
- ⑦ 早期受診キャンペーン（9月30日までの受診でカタログギフト抽選）
- ⑧ 地域包括支援センターに案内チラシ送付

ウ 特定健診の受診状況

令和4年度 対象者数 84,749人、受診者数 34,777人

特定健診実施計画		第3期				
年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特定健診 受診率	目標	47%	50%	53%	55%	57%
	実績	43.1%	42.6%	39.1%	41.3%	41.0%

※ 実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和4年度受診率 特別区 40.9%、東京都 43.1%

(2) 特定保健指導の実施状況

令和4年度 対象者数 3,712人、終了者数 229人

特定健診実施計画		第3期				
年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
特定保健指導 終了率	目標	20%	25%	30%	40%	50%
	実績	10.3%	5.4%	5.3%	5.9%	6.2%

※ 実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和4年度終了率 特別区 12.6%、東京都 13.7%

4 国民健康保険業務外部化の進捗状況について

(1) 契約の経緯

国民健康保険業務委託については、平成26年度から平成30年度までを第1期、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までを第2期として委託契約を締結している。なお、第2期委託契約は、委託範囲を2分割し、2つの事業者が業務を請け負っている。

【第1期】

- ・ 平成26年度～平成27年度 サービス設計委託
- ・ 平成27年度 業務運営の半分程度を派遣で実施
- ・ 平成28年度～平成30年度 業務運営委託

【第2期】

- ・ 平成30年度 業務委託開始の準備及び業務引き継ぎ
- ・ 平成31年度（令和元年度）～令和5年度 業務運営委託

(2) 業務運営委託の現状

ア 委託対象業務

業務区分	係名	業務内容
対象業務1	庶務	統計資料作成・報告、補助金申請補助、証明書発行 等
	資格賦課	加入・脱退届出受付、保険証発行、保険料計算 等
	収納管理	保険料収納、督促状発送、過誤納還付、保険料充当 等
	滞納整理	窓口一次受付、財産調査 等
	保健事業	特定健診受診券作成・発行、補助金申請補助 等
対象業務2	給付	高額療養費申請受付、限度額認定証発行 等
	システム	国保システム運用、システム関連各種調整 等

イ 受託事業者

対象業務1 パーソルテンプスタッフ株式会社

対象業務2 株式会社DACS

ウ 運営状況

平成31年度（令和元年度）より一部受託事業者が変更となったが、ここまで安定した運営が行われている。

(3) 足立区国民健康保険業務等委託評価委員会の実施

業務の履行状況を確認するため、外部委員を含めた「国民健康保険業務等委託評価委員会」を毎年開催している。地方自治法第138条の4第3項で定められた区の附属機関として、区長の諮問をもとに本委員会で協議を行い、その結果を区長宛てに答申している。令和5年度の評価結果は、50点満点中パーソルテンプスタッフが47.6点、DACSが47.4点と合格点をいただいた。

評価委員会における主な質疑応答、感想等は、以下のとおりである。

【主な質疑応答】

	質 問	回 答
1	外部記憶媒体の使用が休憩時間をまたぐ場合、どのように管理をしているか。	データの移動等、利用目的が終わったらすぐ返却をするため、休憩時間をまたいで使用することはない。
2	前年度に事務誤りで給付の過大支給が起きているが、再発防止策は講じたのか。	マニュアルの整備と管理者によるダブルチェックを徹底している。事務処理方法改善後に同様の誤りは発生していない。

【主な感想】

従事者の一人一人が重要な情報を扱っていることを強く意識すること、事業者として法令順守のマインドを持たせ続けることを願います。

(4) これまでの成果

ア 評価指標設定による業務目標の可視化

委託品質を確認するためモニタリング指標を設定し、各業務の目標値を明確にした。

- ・ 指標として、窓口待ち時間、正確性、習熟度を定めている。
- ・ 各指標とも目標を達成している。

イ 業務の可視化

業務マニュアル・フローの作成により各業務が可視化され、業務の標準化が図れた。

ウ 滞納整理業務の強化

外部化により生み出された人材の一部を滞納整理業務へ集中的に配分し、業務の強化を図った。

エ セキュリティ対策の強化

媒体の管理や紙の廃棄をルール化しセキュリティ対策の強化を図った。

オ 区民サービスの向上

窓口の平均待ち時間が大幅に縮小した。特に、受付件数が最も多い資格賦課担当の窓口においては、直営時に約7分程度であった待ち時間が、第2期においては約50秒にまで短縮できている。

5 産前産後期間の国民健康保険料減免制度について

(1) 対象者

令和5年11月以降に出産を予定または出産をした被保険者

(2) 実績（令和6年1月末現在）

問合せ件数	69件
届出件数	59件
（内訳）軽減件数	44件
令和6年度軽減予定数	13件
軽減処理確認中	2件

6 被保険者証の廃止について

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について（令和5年6月9日公布）

ア 令和6年秋に現行の健康保険証の新規発行を停止する。

イ 経過措置として、令和6年秋の時点で発行済の健康保険証は、健康保険証が廃止された後も1年間は有効とする。

ウ 申請に基づき保険者が資格確認書を交付する規定を整備する。

(2) 「マイナンバー情報総点検本部」（令和5年12月に開催）について

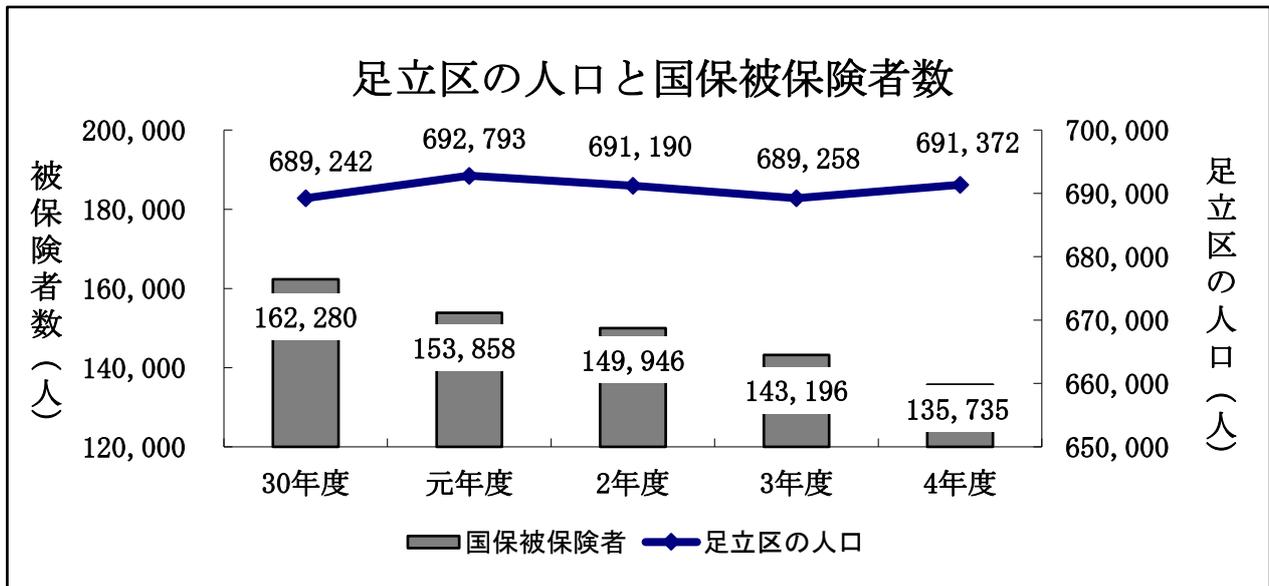
首相は令和5年12月に開催された「マイナンバー情報総点検本部」において、被保険者証を、予定どおり令和6年秋に廃止する方針を示した。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について

ア 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は令和6年12月2日とした。

7 国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について

被保険者数の年度別推移について



※ 足立区人口における5年度国保加入者の割合は18.87%で、前年度比4,909人の減である。

(年度末現在)

年度	足立区		国民健康保険加入者		加入率		1世帯あたり 被保険者数 人
	世帯数 世帯	人口 人	世帯数 世帯	被保険者数 人	世帯数 %	被保者数 %	
30	348,910	689,242	107,570	162,280	30.83%	23.54%	1.51
元	355,500	692,793	103,978	153,858	29.25%	22.21%	1.48
2年	359,159	691,190	102,437	149,946	28.52%	21.69%	1.46
3年	361,781	689,258	99,168	143,196	27.41%	20.78%	1.44
4年	368,275	691,372	95,881	135,735	26.04%	19.63%	1.42
※5年	372,140	693,183	93,736	130,826	25.19%	18.87%	1.40

※ 参考数値。令和6年1月末現在の各数値である。

被保険者1人・1世帯あたり医療費(療養諸費)の年度別推移について

年度	費用額 (千円)	件数	1人 あたり 費用額 (円)	1世帯 あたり 費用額 (円)	費用額 対前年比
30	55,552,347	2,768,133	330,998	504,393	95.01%
元年	54,495,021	2,630,116	344,162	513,721	98.10%
2年	51,751,201	2,299,379	339,867	500,147	94.97%
3年	54,820,613	2,401,534	372,742	542,193	105.93%
4年	53,459,784	2,365,828	380,172	542,943	97.52%
※5年	52,879,295	2,322,795	404,196	564,130	98.91%

※ 参考数値。令和6年1月末までの1か月あたりの平均値を12掛算した推計値である。

Ⅲ 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和5年6月5日現在
 (任期：令和6年3月31日まで)
 (敬称略・代表区分ごとの50音順)

代表区分	氏名	備考
被 保 険 者	宇佐美 明	被保険者
	小 島 千恵子	被保険者
	齋 藤 祐 子	被保険者
	高 橋 絹 江	被保険者
	中 村 重 男	被保険者
	森 下 秀 重	被保険者
保 険 医 ・ 保 険 薬 劑 師	阿 部 聡	足立区医師会
	泉 谷 明 香	足立区歯科医師会
	長 山 真 美	足立区薬剤師会
	賀 川 幸 英	足立区医師会
	倉 田 聡	足立区歯科医師会
	山 下 俊 樹	足立区医師会
公 益	芦 川 武 雄	足立区議会議員待遇者
	佐々木まさひこ	足立区議会議員
	しぶや 竜一	足立区議会議員
	瀬田 富男	足立区議会議員待遇者
	峯 岸 茂 隆	足立区町会・自治会連合会
	山中 ちえ子	足立区議会議員
保 険 者 被 用 者 保 険 等	猿 田 康 悦	ドッドウェル健康保険組合常務理事
	田 端 直 樹	マルハン健康保険組合常務理事
	信 田 雅 彦	ダイドーリミテッド健康保険組合常務理事